

概要版

泉佐野市

第8期介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画

～ いずみさの すこやか・はつらつプラン ～

令和3(2021)年3月

大阪府泉佐野市

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

介護保険制度は、平成 12（2000）年に始まり、今日高齢者の介護に無くてはならないものとして定着しています。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことをめざし、地域の実態把握・課題分析に基づいた「地域マネジメント」を推進し、自立支援や介護予防の取組みを進めることが求められています。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたって、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」密接につながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支えていく「地域共生社会」の実現を進めています。

「泉佐野市第 8 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」は、第 7 期計画までの基本理念等を引き継ぎながら、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据え、計画を策定することとします。

2 計画の基本理念

「尊厳を持って自分らしく暮らせる

共に支え合う すこやか・はつらつ いずみさの」

第 8 期計画では、第 5 次泉佐野市総合計画の目標である「すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり」を実現するため、引き続き地域包括ケアシステムの浸透をはかり、高齢者をはじめ誰もが笑顔で暮らせるような地域の実現を目指し、次の基本的視点を定め取組みを進めていきます。

●人と人がつながり、支え合う地域づくり

地域に住む誰もが役割を持ち、いきいきと暮らすことのできる地域づくり。

●高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で暮らす

高齢者をはじめすべての人が人権意識をもって生活していく地域づくり。

●健康寿命を延ばす

「健康寿命を延ばす」を合言葉にした介護予防や健康づくり。

3 法令等の根拠

本計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定及び老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づき 3 年を 1 期として策定し、介護保険法第 117 条第 6 項及び老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項の規定に基づき介護保険事業計画と老人福祉計画を一体のものとして策定しています。

4 計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間を計画期間として策定しています。

2017 (H29) 年度 まで	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	⇒	2040 (R22) 年度
---------------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---	---------------------

第6期 計画	第7期計画 2018～2020年度 (平成30～令和2年度)	第8期計画 2021～2023年度 (令和3～5年度)	第9期計画 2024～2026年度 (令和6～8年度)
-----------	--------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

日常生活圏域について

高齢者が住み慣れた地域での生活を支援していくため、中学校区を一つの日常生活圏域(5圏域)として設定しています。



○日常生活圏域の状況

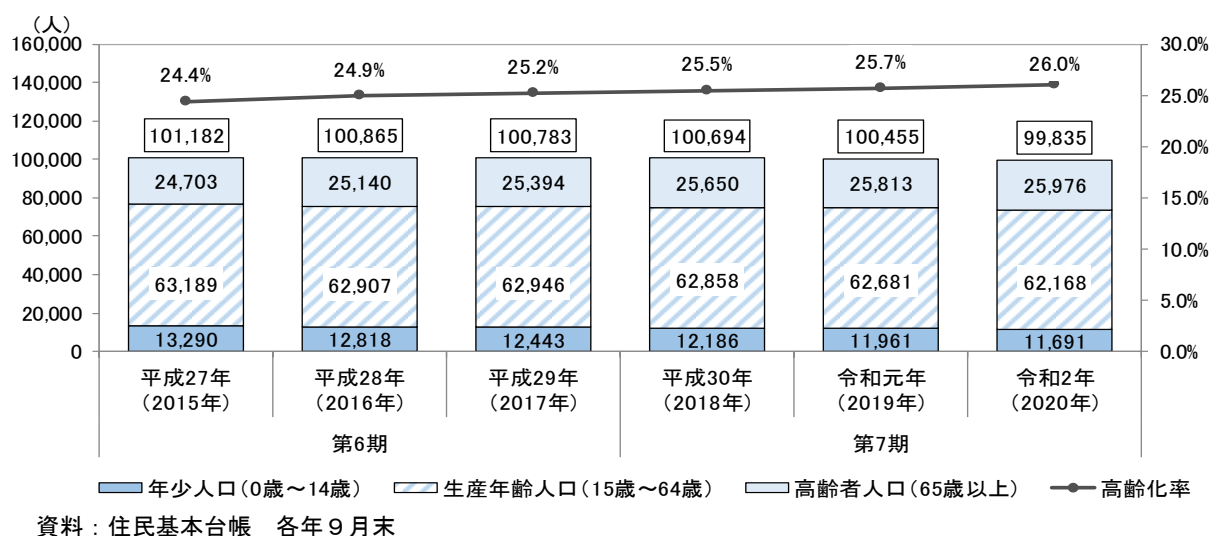
(単位:人)

区 分	佐野中圏域	新池中圏域	第三中圏域	日根野中圏域	長南中圏域
人口	27,483	19,799	21,997	19,542	11,014
高齢者数	7,387	5,186	6,271	4,156	2,976
認定者数	1,704	1,168	1,456	813	703
要支援1	250	140	127	101	84
要支援2	293	191	261	137	115
要介護1	317	232	254	127	115
要介護2	347	260	363	167	154
要介護3	197	137	187	118	95
要介護4	168	115	153	100	75
要介護5	132	93	111	63	65
高齢化率	26.9	26.2	28.5	21.3	27.0
認定率	23.1	22.5	23.2	19.6	23.6

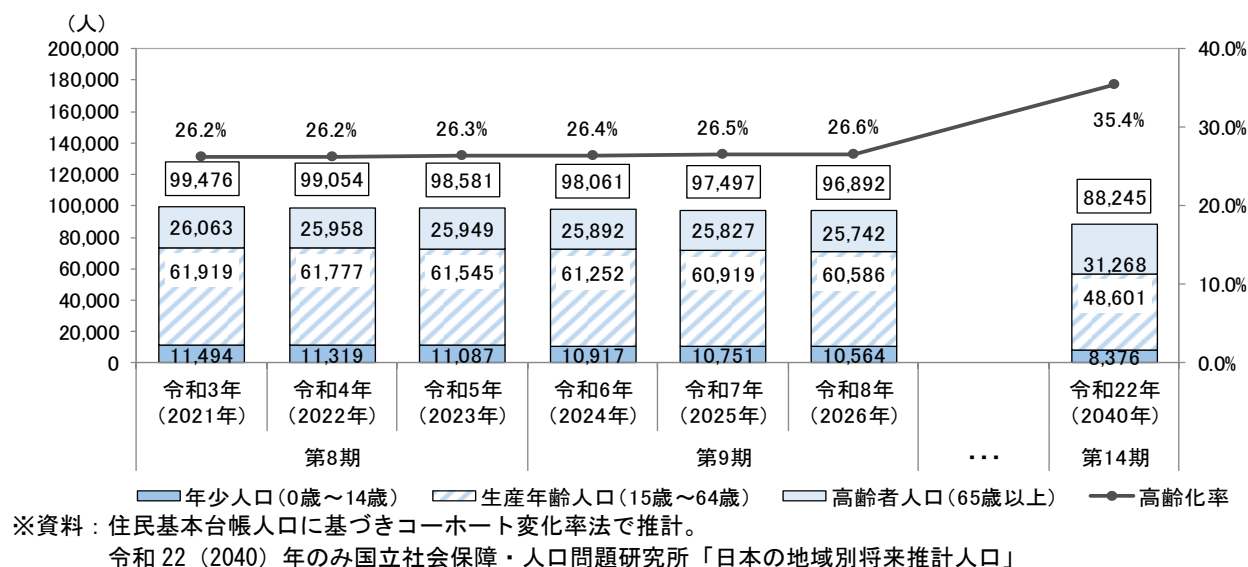
資料：令和2(2020)年9月末時点

高齢者人口等の推移・推計

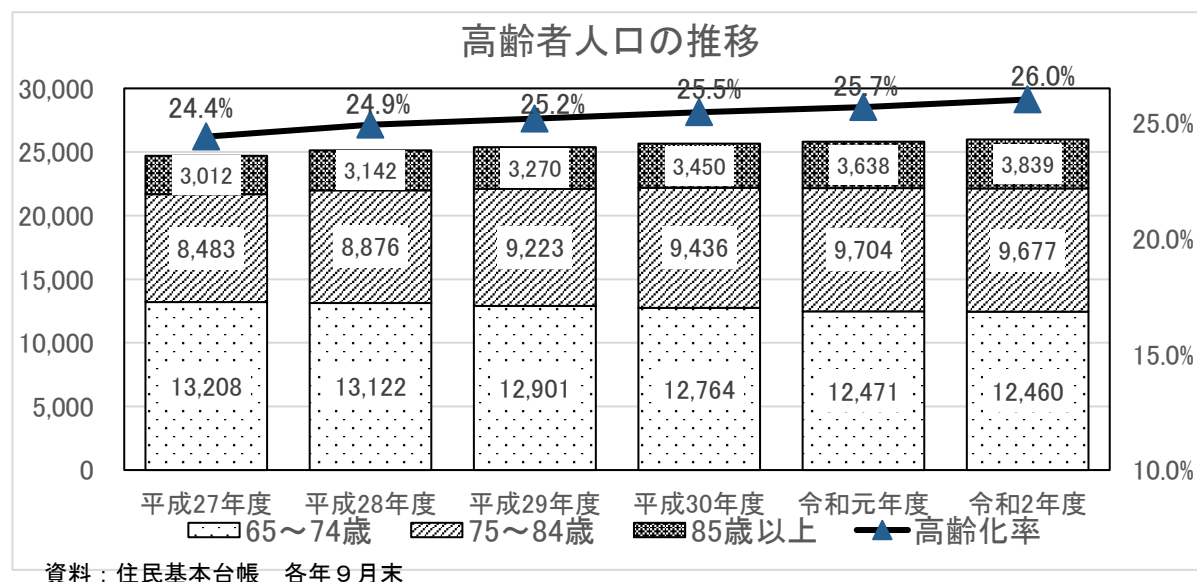
1 人口等の推移



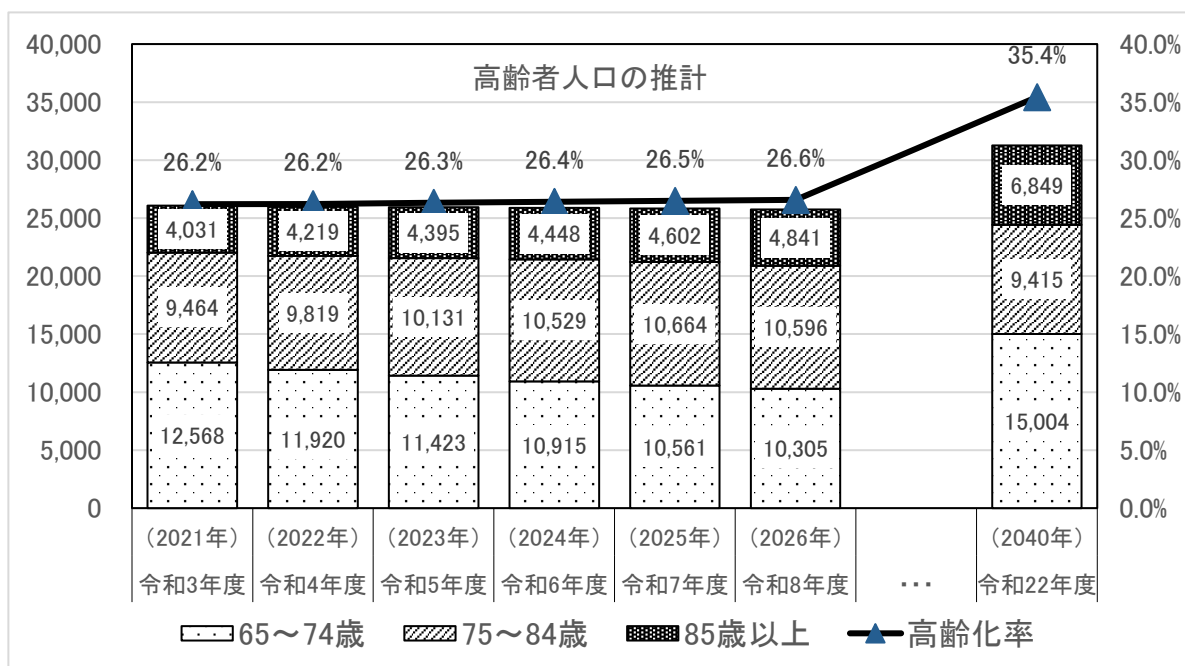
2 人口等の推計



3 前・後期高齢者別人口の推移



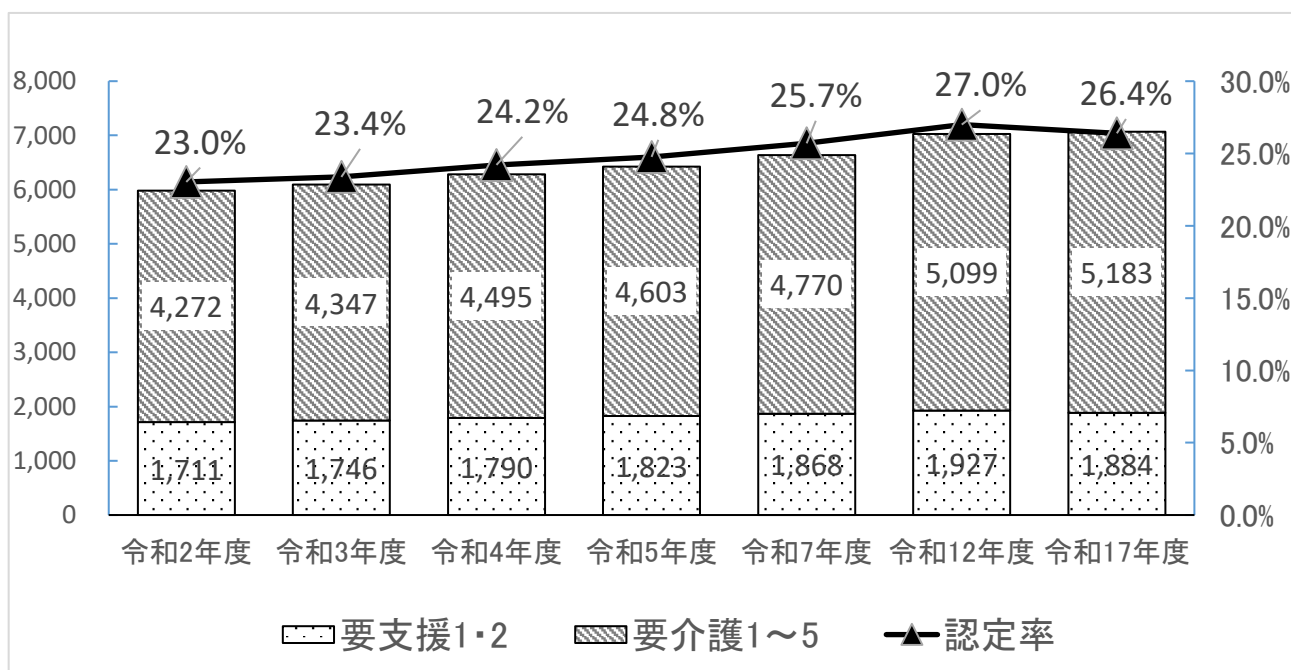
4 前・後期高齢者別人口の推計



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

令和22（2040）年のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

5 認定者数の推計



認定率には2号被保険者を含む

令和2（2020）年度…9月末実績値

令和3（2021）年度以降…令和2（2020）年度9月末認定率を用いて推計

計画の取組み

1 計画目標

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 地域共生社会を目指して | (2) 認知症高齢者にやさしい地域づくり |
| (3) 高齢者の安心した暮らしの確保 | (4) 介護・福祉サービスの充実・強化 |

2 施策体系

基本目標 1 地域共生社会をめざして

(1)地域包括ケアシステムの構築

- ①基幹型包括支援センターと地域型包括支援センター
- ②地域ケア会議の充実
- ③地域支え合い体制の推進
- ④保健事業と介護予防の実施

(2)医療・介護連携の推進

- ①医師会・多職種等との連携

(3)地域における自立した日常生活の支援

- ①介護予防の推進
- ②生活支援サービスの提供

(4)権利擁護の推進

- ①高齢者虐待の防止
- ②権利擁護の推進

(5)生きがい・健康づくりの推進

- ①健康づくり、生活習慣病の予防
- ②生きがいづくりの推進
- ③雇用、就業対策の推進

基本目標 2 認知症高齢者にやさしい地域づくり

(1)認知症の予防と共生

- ①認知症への理解・促進
- ②認知症予防のための活動の促進

(2)本人や家族介護者等への支援

- ①認知症の様態に応じた適時適切な医療・介護
- ②若年性認知症への取組
- ③介護者への支援

基本目標 3 高齢者の安心した暮らしの確保

(1)高齢者の安心した暮らしの確保

- ①安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり
- ②有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

(2)災害時における高齢者の支援

- ①地域のきずなづくり
- ②感染症に対する備え、体制整備

基本目標 4 介護・福祉サービスの充実・強化

(1)介護給付適正化の取組

- ①介護支援専門員、サービス事業者への助言と支援
- ②介護給付適正化計画

(2)介護サービスの充実

- ①医療計画との整合

(3)利用者への支援

- ①相談・苦情解決体制の充実
- ②低所得者への負担軽減の取組み

(4)福祉介護人材確保

- ①担い手の確保
- ②介護現場の革新

(5)保険者機能強化の取組

- ①保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金

介護保険料

第8期における第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料

第8期保険料				
所得段階	対象者	保険料比率 ※	年額(円)※	月額(円)※
世帯非課税	第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額 × 0.50 <0.30>	39,900 <23,940>	3,325 <1,995>
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で本人の前年合計所得＋課税年金収入が120万円以下の人	基準額 × 0.75 <0.50>	59,850 <39,900>	4,988 <3,325>
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の人	基準額 × 0.75 <0.70>	59,850 <55,860>	4,988 <4,655>
世帯非課税・本人非課税	第4段階 世帯に市民税課税者があり、本人の前年合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額 × 0.90	71,820	5,985
	第5段階 世帯に市民税課税者があり、第4段階以外の人	基準額 × 1.00	79,800	6,650
本人課税	第6段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20	95,760	7,980
	第7段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	103,740	8,645
	第8段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	119,700	9,975
	第9段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.70	135,660	11,305
	第10段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.80	143,640	11,970
	第11段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額 × 2.00	159,600	13,300
	第12段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 2.25	179,550	14,963
	第13段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 × 2.50	199,500	16,625

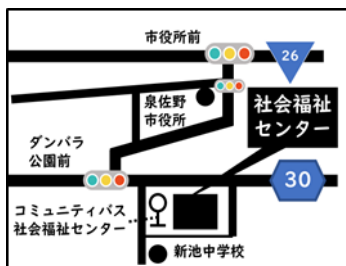
※ < >は、国・府・市による公費投入後の軽減保険料比率または額。

包括支援センターのご紹介

介護や仕事、子育て、障害のことなど、ともに考え、自立できるように応援します。

包括支援センターしんいけ

新池中圏域
佐野台地区
佐野台町、東佐野台
西佐野台町
南泉ヶ丘
中央地区
市場町、葵町
中町、松風台
日根野西町、幸町
日新地区の一部
中庄町、泉陽ヶ丘



〒598-0002 中庄1102番地
市立社会福祉センター1階
社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
TEL/072-464-2366・FAX/462-5400

第三中圏域包括支援センター ホライズン

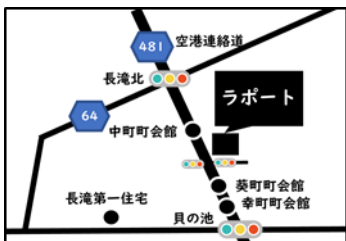
三中圏域
北中地区
下瓦屋町、鶴原町、
鶴原中央住宅
長坂地区
新泉ヶ丘、泉ヶ丘、
下瓦屋南町、貝田町
泉佐野鶴原住宅
鶴原北住宅、新家町
鶴原東町・見出住宅
日新地区の一部
湊町、上瓦屋町



〒598-0071 泉佐野市鶴原1611-3
社会福祉法人 水平会
TEL/072-458-0088・FAX/458-0087

長南中圏域包括支援センター ラポート

長南中圏域
長滝地区
東ノ番・中ノ番・
西ノ番・新長滝
長滝住宅(長滝2357)
南中地区
安松(南中安松)
南中岡本、
樫井東町・樫井西町



〒598-0034 泉佐野市長滝3672
社会福祉法人 常茂恵会
TEL/072-490-2031・FAX/490-2033

佐野中圏域包括支援センター 泉ヶ丘園

佐野中圏域
一小地区
本町、元町、野出町
西本町、笠松町、松原町
松原団地住宅、羽倉崎町
二小地区
大宮町、栄町、若宮町、
大西町、上町、高松町、
高松東町、高松北町、
高松南町、
三小地区
新町、春日町、旭町



末広地区
羽倉崎上町、東羽倉崎町、府住東羽倉崎、新安松町
東羽倉崎南町、長滝第一住宅(長滝2099)
〒598-0047 りんくう往来南5-17
社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会
TEL/072-468-8103・FAX/468-8104

日根野中圏域包括支援センター いぬなき

日根野中圏域
日根野地区
東上、久ノ木、中筋
西出、西上、野口、
新道出、野々地蔵
俵屋、
大土地区
上大木、中大木、
下大木、土丸町



上之郷地区
母山、机場、女形、上村、中村、下村、郷田
〒598-0022 泉佐野市土丸388番地
社会福祉法人 犬鳴山
TEL/072-468-1170・FAX/468-1177

基幹型・機能強化型包括支援センター

基幹包括支援センターいずみさの

〒598-0002 泉佐野市中庄1102番地
市立社会福祉センター1階
社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
TEL/072-464-2977・FAX/072-462-5400